

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	三
○県税減免条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(同)	四
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	七
○災害甲慰金等支給審査会条例	(震災援護室)	七
○東日本大震災みやぎこども育英基金条例	(子育て支援課)	八
○知的障害児施設条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	八
○精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例	(同)	九
○障害者支援施設条例の一部を改正する条例	(同)	九
○宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例	(商工経営支援課)	一〇
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(畜産課)	一〇
○建設業法施行条例の一部を改正する条例	(事業管理課)	一〇

ページ

条 例

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

○宮城県条例第百二号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県仙台第一高等学校	仙 台 市 を
宮城県仙台第一高等学校	
宮城県仙台第三高等学校	
宮城県宮城第一高等学校	
宮城県仙台一華高等学校	
宮城県仙台三枝高等学校	
宮城県泉高等学校	
宮城県仙台向山高等学校	
宮城県仙台南高等学校	
宮城県泉松陵高等学校	
宮城県泉館山高等学校	
宮城県仙台西高等学校	
宮城県宮城広瀬高等学校	
宮城県仙台台東高等学校	
宮城県宮城野高等学校	
宮城県工業高等学校	
宮城県第二工業高等学校	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台第一高等学校	仙 台 市 に 改 め る。
宮城県仙台第二高等学校	
宮城県仙台第三高等学校	
宮城県宮城第一高等学校	
宮城県仙台二華高等学校	
宮城県仙台三枝高等学校	
宮城県泉高等学校	
宮城県仙台南高等学校	
宮城県泉松陵高等学校	
宮城県泉館山高等学校	
宮城県仙台北西高等学校	
宮城県宮城広瀬高等学校	
宮城県仙台北東高等学校	
宮城県宮城野高等学校	
宮城県美田園高等学校	
宮城県工業高等学校	
宮城県第二工業高等学校	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宮城県仙台第一高等学校の通信制の課程に在学する生徒は、この条例の施行の日において、宮城県美田園高等学校の相当の生徒になるものとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百三三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「定める額」の下に「(人事委員会規則で定める場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

5 附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 第十六条第一項第二号の警察職員が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴い同号口の作業に従事した場合(前項に規定する人事委員会規則で定める場合に限る。)における死体処理手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、三千二百円(同項第三号に規定する心身に著しい負担を与える作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)とする。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項第一号イ及びロの作業に従事した場合にあつては同号口の作業に係る手当を、同項第一号イ及びロの作業に従事した場合にあつては同号口」とあるのは、「第一項第二号イ及びロの作業に従事した場合にあつては、同号イ」とする。

(災害応急作業等手当の特例)

6 第二十条第一項第一号の職員又は警察職員がそれぞれ平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴い同項第一号イ若しくはハ又は同項第二号の作業に引き続き五日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、これらの作業の区分に応じ同条第一項第一号、第二号又は第四号に定める額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四百号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

第一条 非常勤職員公務災害補償等条例（昭和四十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 非常勤職員公務災害補償等条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条（障害者自立支援法）（平成十七年法律第百二十三号）第五条の改正規定に限る。）の規定に限る。（）の施行の日の日が遅い日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五百号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十二の項及び三十八の項中「申請する者」の下に「（当該書換えの申請と前項に規定する交付の申請又は次項に規定する再交付の申請を同時に行わない者に限る。）」を加え、同条第二項ただし書中「まで」の下に「、二百五十七の項」を、「二百七十一の五の項に規定する手数料」の下に「（同表二百五十七の項に規定する手数料にあっては、行政機関設置条例（昭和三十三年宮城県条例第十五号）第九条第一項に規定する計量検定所で行う計量法第十九条第一項の定期検査に係るものを除く。）」を加える。

附 則

1 この条例中第二条第一項の表の改正規定及び次項の規定は公布の日から、同条第二項ただし書の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の手数料条例第一条第一項の表の規定は、平成二十三年七月一日から適用する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「以下「代替家屋」を「次項及び附則第十三項において「代替家屋」に改める。附則第二十二項に見出しとして「減免の措置」を付し、同項を附則第二十八項とする。

附則第二十一項中、附則第十六項」を「附則第十三項、附則第十六項及び附則第十九項」に、「附則第十三項及び附則第十八項」を「附則第二十二項及び附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第二十項を附則第二十六項とし、附則第十九項の前の見出しを削り、同項を附則第二十五項とし、同項の前に見出しとして「（減免の手続）」を付し、附則第十八項を附則第二十四項とし、附則第十七項を附則第二十三項とし、附則第十六項を附則第二十二項とし、附則第十五項の次に次の六項を加える。

16 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）に代わる家屋（以下この項、次項及び附則第十九項において「代替家屋」という。）を取得したときは、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

十日以内とする。

第六十七条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

第二章第七節第九十七条の次に次の一条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第九十七条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第九十三条の規定による申告書を同条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第一百一十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「指定すべき」を「指定する」に改める。

第一百九条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「発行」を「その発付」に改める。

第一百四十五条第一項中「なく」を「なくて」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「発付」を「その発付」に改める。

附則第五条の五中「五千元」を「二千元」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十七条及び前条の規定の適用については、第二十七条第一項各号列記以外の部分及び第一項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の五第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「附則第五条の五の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条」を「附則第五条の五」に改める。

附則第九条の六及び附則第十条第二項を削る。

附則第十条の十中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に、「第四項又は第六項」を「又は第四項」に改める。

附則第十一条の二を附則第十一条の二とする。

附則第十一条の見出し中「認定長期優良住宅の取得に対して課する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサビ入付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十九項に規定するものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第五十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサビ入付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令第三十七条の十七に規定するものにつき千二百万円」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令附則第七条第二十項に規定するものにつき千二百万円」とする。

附則第十一条の次に次の一条を加える。
（サビ入付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第十一条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサビ入付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第九条の三第一項に規定するもの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項及び第十項の規定の適用については、同条第一項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の三第一項に規定する住宅に限る。以下この項、次項及び第十項において「特例適用住宅」という。）（一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第二項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサビ入付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）（以下令附則第九条の三第一項に規定するもの（以下この項及び第十項において「特例適用サビ入付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第二項

に規定するものについて」と、同項各号及び同条第十項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十一条の三の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の非課税)

第十一条の三の二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地方バス路線維持のために国が交付する当該地方バス路線を運行する一般乗合用のバスの購入に係る補助金の交付を受けた場合における当該補助金の交付の対象となる路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(宮城県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 宮城県条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、附則第五項、附則第十項、附則第十五項及び附則第十八項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 宮城県条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新条例第二十七条」を「宮城県条例等の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第七号)による改正後の宮城県条例第二十七条」に、「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を「同条第三項の規定により同条第二項」に、「租税特別措置法第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に改め、「第四十一条の十八の二第一項」の下に「の規定により所得税法第七十八条第二項」を加える。

(宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例(平成二十二年宮城県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。
附則第四項中「平成二十五年年度」を「平成二十七年年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県条例附則第十一条の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び同条附則第十一条の二を同条附則第十二条の二とし、同条附則第十一条の次に一項を加える改正規定 公布の日又は平成二十三年十月二十日のいずれか遅い日

二 第一条中宮城県条例目次、第十二条第一項、第二十七条、第五十一条第一項及び第五十八条第一項の改正規定、同条第六十六条の五の次に一項を加える改正規定、同条第二章第七節中第九十七条の次に一項を加える改正規定、同条第一百十一条第一項及び第一百九条第一項の改正規定並びに同条第四百五十五条第一項の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。)並びに同条附則第五条の五の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、同条附則第六条第二項各号列記以外の部分の改正規定(「前条の規定にかかわらず」を「附則第五条の五の規定にかかわらず」に改める部分に限る。)及び同項第一号の改正規定、第三条の規定並びに次項及び附則第七項の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中宮城県条例附則第六条の改正規定(同条第二項各号列記以外の部分の改正規定(「前条の規定にかかわらず」を「附則第五条の五の規定にかかわらず」に改める部分に限る。)及び同項第二号の改正規定を除く。)及び附則第三項の規定 平成二十五年一月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県条例(以下「新条例」という。)第二十七条、附則第五条の五及び附則第五条の六の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第二十七条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の宮城県条例附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第六十条の規定は、平成二十三年六月三十日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る新条例第十五条、第十七条第三項及び附則第十条の十の規定の適用については、新条例第十五条中「法」とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)第一条の規定による改正前の法」と、「第七十三条の二十七の六」とあるのは「第七十三条の二十七の九」と、新条例第十七条第三項中「法」とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税

制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の法」と、「第七十三条の二十七の六」とあるのは、「第七十三条の二十七の九」と、新条例附則第十条の十中、「法」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の法」と、「又は第三項」とあるのは、「第三項又は第五項」と、「又は第四項」とあるのは、「第四項又は第六項」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例附則第十一条の三の二の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(宮城県条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第二条の規定による改正後の宮城県条例の一部を改正する条例附則第三項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

8 この条例(附則第一項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる個人の県民税及び自動車取得税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中三の二の項を削り、三の三の項を三の二の項とし、三の四の項を三の三の項とし、同表三十三の項中「塩竈市」を「石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市」に改め、「丸森町」の下に「亶理町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十三の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

災害弔慰金等支給審査会条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

災害弔慰金等支給審査会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し東日本大震災による死亡又は障害であるかを審議するため、宮城県災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者、県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて

意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査会に諮って定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例(昭和二十八年宮城県条例第六

十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県災害弔慰金等支給審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
-------------------	---------	---------	---	---

東日本大震災みやぎこども育英基金条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十号

東日本大震災みやぎこども育英基金条例

(設置)

第一条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により父又は母と死別した児童等の修学等を支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東日本大震災みやぎこども育英基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす

る。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充

てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成四十二年三月三十一日限り、その効力を失つ。

知的障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十一号

知的障害児施設条例の一部を改正する条例

知的障害児施設条例(平成十七年宮城県条例第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中、「前号」を、「前一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号

を加える。

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第九項に規定する短期入所(以下

「短期入所」という。)に関する事。

第六条中「受けたとき」の下に「、又は障害者自立支援法第十九条第一項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から短期入所による障害福祉サービスを受けたとき」を加え、同条第一号中「特定費用」を「知的障害児施設支援に係る特定費用」という。)を除く。又は当該短期入所に通常要する費用(食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「短期入所に係る特定費用」といふ。その額)を「それらの額」に、「特定費用を除く。))を「知的障害児施設支援に係る特定費用を除く。以下同じ。))又は現に当該短期入所に要した費用(短期入所に係る特定費用を除く。以下同じ。))に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加え、「の額」を「又は現に短期入所に要した費用の額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。
(調整規定)

2 この条例の施行の日が障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定(同法第二条(障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五条の改正規定に限る。))の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の知的障害児施設条例第三条第二号の規定の適用については、同号中「第五条第九項」とあるのは、「第五条第八項」とする。

精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十二号

精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

精神障害者社会復帰施設条例(平成十七年宮城県条例第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第八条第二項第一号中「若しくは滞在」を「又は滞在」に改め、「又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用」を削る。

附 則

この条例は、公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定(同法第二条(障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五条の改正規定に限る。))の規定に限る。))の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第八条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

障害者支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十三号

障害者支援施設条例の一部を改正する条例

障害者支援施設条例(平成十八年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第三条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条第九項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に関する事。

第六条中「支援施設」を「支援施設」に改め、「受けたとき」の下に「、又は短期入所により支援施設を利用したとき」を加え、同条第一号中「施設障害福祉サービス」の下に「又は短期入所」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定(同法第二条(障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五条の改正規定に限る。))の規定に限る。))の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
(調整規定)

2 この条例の施行の日が障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の障害

者支援施設条例第二条第二号の規定の適用については、同号中「第五条第九項」とあるのは、「第五項第八項」とする。

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十四号

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成二十一年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号イ中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の」を「市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」に改め、同号二中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十五号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条第一項」の下に「又は第五条第一項」を加える。

第六条第一項中「第十七条第一項」の下に「又は第十七条の二第五項」を加える。

第七条第二号中「患畜又は疑似患畜となつた」を削り、同条第三号中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改め、同条第四号中「病性鑑定」の下に「（指定家畜の死体に係るものを除く。）」を加え、同条第五号中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改める。

附 則

別表一の項中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

建設業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十六号

建設業法施行条例の一部を改正する条例

建設業法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第十七条後段」を「法第二十五条の十五第二項」に改め、同条第三項中「手数料」の下に「（第一項の表三の項から五の項までに規定するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の表三の項から五の項までに規定する手数料は、次の各号に掲げる手数料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により納入しなければならない。

- 一 十万円未満の額 県の発行する収入証紙又は知事が発行する納入通知書による方法
- 二 十万円以上の額 知事が発行する納入通知書による方法

附則に次の一項を加える。

（東日本大震災に伴う紛争処理の申請に係る手数料の特例）

4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴つ原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に、同日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、建設工事の請負契約に関する紛争で東日本大震災に起因するものにつき、同日から平成二十六年二月二十八日までの間に、法第二十五条の十一第一号に規定するあつせん又は調停の申請をする場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、その申請に係る手数料を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第四条第二項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建設業法施行条例第四条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後になされた申請又は請求に係る手数料について適用する。